

ASIAGAP総合規則の主要改定ポイント一覧 JGAP 2016 → ASIAGAP 2017

説明No.	事由	章番号	改定ポイント	改定概要	変更意図、説明等
1	変更	はじめに	JGAP理念	対象とする農場を日本及び東アジア、東南アジアから日本及びアジアに変更した。	アジアを対象としているため。
2	追加	1.適用範囲	1.2適用する範囲	ISO/IEC 17065の要求事項に則っていることを明示した。	GFSIの要求事項であるため。
3	追加	2.引用文書	(6)(7)	マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関するIAF基準文書、GFSIベンチマーキング要求事項を追加した。	GFSIの要求事項であるため。
4	変更	3.用語の定義と説明 6.ASIAGAP審査・認証の範囲	(27)並行生産	用語を整理し、並行生産の中に栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程があるとし、そのうち農産物取扱い工程について「並行取扱い」とした。	並行生産とは栽培工程のことを指すのか生産工程全体を指すのか不明確だったため。
5	変更	3.用語の定義と説明	(29)内部監査	JGAPの基準書の改定に伴い、それに対応した団体・農場管理マニュアルを改定した場合、前回の内部監査から1年経過していなくても内部監査を求めた。また、この場合、審査・認証機関による審査の前に新たな団体・農場管理マニュアルに基づく内部監査の完了を明示した。	基準書の改定に伴うマニュアルの改定とその内容の定着をより確実にするため。
6	追加	3.用語の定義と説明 8.4 審査結果のレビュー及び判定	(32)判定 8.4 審査結果のレビュー及び判定	判定の定義をISO/IEC17065から引用し明確化した。「認証判定」を「審査結果のレビュー及び判定」と修正した。審査結果のレビュー及び判定を行う者のコンサルティングや商品の販売の制限を明示した。	「判定」の意味を明確化するため。
7	追加	3.用語の定義と説明	(35)技術委員会	参集すべき委員の専門性を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
8	追加	5.ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理	5.2 ASIAGAPに関する文書の開発に係る責任と権限及び文書管理方法	ASIAGAPの基準書は年1回事務局によるレビューを行い、臨時の文書の見直しも可能とした。	GFSIの要求事項であるため。
9	追加	5.ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理	5.3 ASIAGAP基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い	旧版による初回審査・更新審査の受審期限を申込期限から90日と明示した。	受審期限が明確になっていなかったため。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
10	追加	5.ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理	5.4 翻訳版の扱い	英語版の用意を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
11	追加	5.ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理	5.5 改定版の通知	パブリックコメントの実施を明示した。英語版をGFSI事務局に通知することを明示した。	GFSIの要求事項であるため。
12	追加	6.ASIAGAP審査・認証の範囲	6.1 審査認証の対象となる商品	審査・認証の対象となる出荷の形態の明確化を要求した。	認証対象をより明確化するため。
13	追加	6.ASIAGAP審査・認証の範囲	6.2 ASIAGAP審査・認証の対象となる工程 (2)農産物取扱い工程について	出荷先には委託販売の委託先も含むことを明示した。	技術レターより
14	削除	6.ASIAGAP審査・認証の範囲	6.2 ASIAGAP審査・認証の対象となる工程 (3)農産物ごとのASIAGAP審査・認証の対象となる生産工程の明確化	精米・仕上茶を対象から外した。	精米・仕上茶は玄米・荒茶までの工程とGFSIの申請カテゴリーが異なり、対応が困難であるため。
15	変更	7.ASIAGAP審査・認証の基本	7.1 ASIAGAPの審査・認証 (3) 標準審査時間	1日の審査時間を原則8時間と明示した。 青果物・穀物の標準審査時間を修正した。	GFSIの要求事項であるため。
16	変更	7.ASIAGAP審査・認証の基本	7.3 審査のタイミングと条件 (2)維持審査	審査の頻度・タイミングは原則年1回とし、現場確認のタイミングにより審査時期がずれる場合には根拠の記録を求めた。 農場・団体にとって特に重要な生産工程について、「農産物取扱い工程をはじめ」を「食品安全リスクが高い工程をはじめ」とし、その現場確認を求めた。	GFSIの要求事項であるため。
17	追加	7.ASIAGAP審査・認証の基本	7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項	ASIAGAPと他のスキームとの差分に関する文書を用いた審査の場合、そのことが分かるよう審査基準の明記を求めた。 無通知審査かどうかの識別を求めた。	GFSIの要求事項であるため。
18	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.1 審査申込・契約・日程調整	審査申込の項目に労働者に関する情報や審査員の農場入場時の条件などの記載を求め、契約書を交わすことを明示した。	ISO/IEC17065の要求事項の明示及びその強化。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
19	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	技術専門家の同行ができるようにした。 団体審査のサンプリングについてサンプリングの要件を追加した。 団体審査における農場審査サンプル数の追加(増加)を明記した。	GFSIの要求事項であるため。
20	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.3 審査の実施及び是正報告の受付	審査報告書の内容について要求事項を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
21	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.5 登録・情報公開	データベースシステムによる管理の明示とデータの内容を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
22	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.7.5 その他認証書の記載事項に変更がある場合	認証書の記載事項を変更する場合の手続きを記載した。	8.7.1～8.7.4以外の理由で認証書の記載事項を変更するルールが明確でなかったため。
23	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.8 審査・認証機関の変更	審査・認証機関を変更する前に変更前の審査・認証機関に対して認証を継続しない旨を伝えなければならない注意事項を追加した。	審査・認証機関の手続き上の混乱を防ぐため。
24	追加	8.ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.10 無通知審査	認証農場・団体が常に一定のJGAP品質を保っていることを確認するための無通知審査(抜き打ち審査)を新設した。	GFSIの要求事項であるため。
25	追加	9.農場・団体の権利と義務及び認証取消	9.2 認証農場・団体の義務	認証書の写しを他者に提供する際の注意事項を追記した。	認証の信頼性を確保するため。
26	強化	9.農場・団体の権利と義務及び認証取消	9.3 認証の一時停止・取消	認証を取り消された農場・団体の再審査の禁止期間を設定した。 臨時審査・無通知審査を拒否し続けた場合の認証の一時停止・取消しを明示した。	認証の信頼性を確保するため。
27	変更	10. ASIAGAPの認証に関する表示	10.2.2 ASIAGAP農産物使用マーク	農産物使用マークについて、従来はすべての原材料がJGAP認証農産物であることを求めていたが、原材料の農産物の内いずれかが100%認証農産物であれば良いとした。従来は農産物使用マークを使用する商品を加工・製造する工場等にISO22000などの第三者認証取得を求めていたが、第三者認証取得の確認は廃止し、農産物使用マーク使用者と日本GAP協会が契約を交わすことを求めた。	農産物使用マークの利用拡大を図るため。
28	強化	11.ASIAGAP審査員	11.1.3 審査員の登録要件	審査の立会いの要件に審査日数10日以上を追加した。	GFSIの要求事項であるため。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
29	変更	11.ASIAGAP審査員	11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続	審査実績の件数を満たせなかった場合の要件を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
30	追加	11.ASIAGAP審査員	11.2 審査員登録簿の管理と報告	審査員の登録簿について、認定機関、日本GAP協会、GFSI事務局に提出できるような管理を求めた。	GFSIの要求事項であるため。
31	追加	13.認定機関及び審査・認証機関	13.1 認定機関の要件と認定業務	認定機関との連絡担当者を明示した。 認定範囲と生産工程カテゴリーの対応を明示した。 認定に関して、認定機関と日本GAP協会の事前対話を明示した。	GFSIの要求事項であるため。
32	追加	13.認定機関及び審査・認証機関	13.2 審査・認証機関の認定要件	新規の審査・認証機関に対する日本GAP協会による初期レビューを明示した。 審査・認証機関と日本GAP協会との契約の必要項目を明示した。 審査・認証機関に求められる要件を追加した。 審査結果のレビューをする者について要件を明示した。	審査・認証機関の信頼性を向上するため。
33	強化	13.認定機関及び審査・認証機関	13.3.2 審査・認証機関の義務	審査・認証機関に求められる義務を追加した。	GFSIの要求事項であるため。
34	変更	15. ASIAGAPと他のスキームとの差分に関する文書を利用したASIAGAP認証		「他のGAPとの差分」を「他のスキームとの差分」とし、他のスキームはGFSI承認スキームに限定した。 有効期限について追記した。	GFSIへの対応のため。
35	削除	(旧16. JGAPと他のGAPとの同等性認証)		同等性認証は削除した。	GFSIへの対応のため。
36	変更	16.苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し	16.4インテグリティプログラム	利害関係者の意見集約・調査及びスキームの見直しをインテグリティプログラムに変更し、利害関係者ごとに何を実施するのかについて、より詳細な記述とした。GFSIとの関係を明示した。	GFSIの要求事項であるため。